

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人共生会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 (主) 岩手県盛岡市東黒石野 3-2-1

(従) 岩手県盛岡市西松園 3-22-3

(従) 岩手県盛岡市西松園 3-21-10

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成9年6月13日

(4) 設立登記年月日 平成9年6月17日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	松園第一病院	岩手県盛岡市東黒石野 3-2-1	療養病床 120 床 [医療保険 60 床] [介護保険 60 床]
	松園第二病院	岩手県盛岡市西松園 3-22-3	一般病床 59 床 療養病床 30 床 [医療保険 89 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
デイケアセンターまつぞの	岩手県盛岡市東黒石野 3-2-1	
松園第一病院指定居宅介護支援事業所	岩手県盛岡市東黒石野 3-2-1	
ハピネスまつぞの	岩手県盛岡市西松園 3-21-10	サービス付高齢者専用住宅
ショートステイまつぞの	岩手県盛岡市西松園 3-21-10	短期入所生活介護
訪問看護ステーションまつぞの	岩手県盛岡市西松園 3-21-10	
デイケアセンター西まつぞの	岩手県盛岡市西松園 3-21-10	
ケアステーションまつぞの	岩手県盛岡市西松園 3-21-10	訪問介護

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 3月30日 令和2年度決算見込及び次年度予算

法人名 医療法人 共生会
所在地 岩手県盛岡市東黒石野3丁目2番1号

財 産 目 録
(令和 4 年 3 月 31 日現在)

1. 資	産	額	2,621,114 千円
2. 負	債	額	1,946,654 千円
3. 純	資	産 額	674,460 千円

(内 訳)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,488,361
B 固 定 資 産	1,132,753
C 資 産 合 計 (A + B)	2,621,114
D 負 債 合 計	1,946,654
E 純 資 産 (C - D)	674,460

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地建物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 共生会

※医療法人整理番号 1183

所在地 岩手県盛岡市東黒石野3丁目2番1号

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,488,361	I 流動負債	475,840
現金及び預金	1,191,290	支払手形	0
事業未収金	282,607	買掛金	47,832
有価証券	7,106	短期借入金	264,248
たな卸資産	4,124	未払金	133,130
前渡金	0	未払費用	8,758
前払費用	3,138	未払法人税等	4,121
繰延税金資産	0	未払消費税等	8,070
その他の流動資産	96	繰延税金負債	0
II 固定資産	1,132,753	前受金	0
1 有形固定資産	1,100,329	預り金	9,681
建物	647,489	その他の流動負債	0
建物付属設備	42,553	II 固定負債	1,470,814
構築物	4,187	医療機関債	0
医療用器械備品	1,421	長期借入金	1,247,492
その他の器械備品	2,718	リース負債	40,304
車両及び船舶	0	繰延税金負債	0
リース資産	39,090	長期未払金	19,823
一括償却資産	490	退職給与引当金	163,195
土地	287,345	その他の固定負債	0
建設仮勘定	75,035	負債合計	1,946,654
その他の有形固定資産	0	純資産の部	
2 無形固定資産	1,984	科 目	金 額
電話加入権	889	I 資本金	191,541
ソフトウェア	1,095	II 利益剰余金	482,920
3 その他の資産	30,440	(当期末未処分利益)	12,556
長期貸付金	1,931	2 その他利益剰余金	0
保証金	14,720		
長期前払費用	1,346		
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	12,443		
		純資産合計	674,460
資産合計	2,621,114	負債・純資産合計	2,621,114

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 共生会

※医療法人整理番号 1/83

所在地 岩手県盛岡市東黒石野3丁目2番1号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1 日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,553,969
2 事業費用	1,539,620
本来業務事業利益	14,349
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	189,791
2 事業費用	189,638
附帯業務事業利益	153
事業利益	14,502
II 事業外収益	
受取利息	136
その他の事業外収益	20,793
III 事業外費用	
支払利息	14,059
その他の事業外費用	4,677
経常利益	16,695
IV 特別利益	
固定資産売却益	0
その他の特別利益	0
V 特別損失	
固定資産売却損	
その他の特別損失	0
税引前当期純利益	16,695
法人税・住民税及び事業税	4,140
過年度法人税等	
法人税等調整額	4,140
当期純利益	12,556

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人共生会

理事長 河嶋 寛 殿

私は、医療法人共生会の令和2年会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の業況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月24日

医療法人共生会

監事 波田 浩

